

## 高知県教育情報通信ネットワークシステム管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高知県教育情報通信ネットワークシステム（以下「教育ネット」という。）の運営管理に必要な事項を定めることにより、教育情報・学習情報の共有を図り、各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の育成を目指すものとする。

### (基本原則)

第2条 教育ネットを利用する者は、関係法令のもと他者の権利及び利益を侵害しないよう留意し、教育目的に沿った使用をしなければならない。

### (教育ネットの責任者等)

第3条 教育ネットの責任者は、高知県教育長とする。教育ネットの管理運営に関しては、高知県教育センター所長（以下「教育センター所長」という。）とする。

### (教育関係機関のガイドライン)

第4条 教育ネットに接続する教育関係機関の所属長は、教育ネットの利用について必要なガイドラインを定めるものとし、組織内の端末から発信される情報について、その責任を負うものとする。

### (障害の対応)

第5条 教育センター所長は、教育ネットの障害に対して、その原因を特定し、必要な指示を教育ネットに接続する教育関係機関の所属長に行うものとする。

### (運用管理)

第6条 この要綱に定めるもののほか、教育ネットの運用及び管理に関する利用基準及びガイドラインは、教育センター所長が別に定めるものとする。  
2 教育センター所長は、必要に応じ利用基準及びガイドラインを改廃するものとする。

### (附則)

この要綱は、平成9年2月28日から施行する。  
この要綱は、平成12年1月18日から施行する。  
この要綱は、平成14年6月12日から施行する。  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。